

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸内市街角ミュージゼ牛窓文化館条例(平成16年瀬戸内市条例第89号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 条例第6条の規定により許可を得ようとする者は、あらかじめ利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 利用の許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、変更許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の許可の申請に係る事項について支障がないと認める場合には、申請者に対し利用許可書(様式第3号)を交付するものとする。

4 前項の利用許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、直ちに使用料を納付しなければならない。

(利用上の制限)

第3条 前条第1項による利用の許可を受けようとする者は、文化、芸術活動又は公共的活動を目的としなければならない。

2 前条第1項による利用の許可を受けた者は、当該許可を受けた利用の目的以外に施設等を利用してはならない。

3 前条第1項による利用の期間は、1回につき原則10日以内とする。また同一者による同一年度内の利用の日数は、原則30日以内とする。

4 前条第1項による利用は、入館者を制限する利用又は営利を目的とする利用であってはならない。

5 文化館への車の乗り入れは、原則として認めない。ただし、利用の目的を達成するため特に市長が必要と認めた場合は、この限りでない。この場合は、別途車両乗入許可申請書(様式第4号)を市長に提出し、車両乗入許可を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う行事等のため入館する者も、同様とする。

(1) 利用の許可を受けた施設以外の施設へ立ち入らぬこと。

(2) 利用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。

(3) 火災、盗難等の発生予防に留意すること。

(4) 職員の指示に従うこと。

(5) 後始末は、利用者の責任において行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(損壊等の届出)

第5条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(利用終了の届出)

第6条 利用者は、施設等の利用を終えたときは、速やかに市長に届け出てその点検を受けなければならない。

(入館の制限等)

第7条 文化館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館させることができる。

(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 施設、展示物等を損傷するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化館の管理上支障があると認める者

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の街角ミュージゼ牛窓文化館の管理及び運営に関する規則(平成14年牛窓町教育委員会規則第6号)の規定及び合併後の瀬戸内市街角ミュージゼ牛窓文化館条例施行規則(平成16年瀬戸内市教育委員会規則第32号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

街角ミューゼ牛窓文化館利用許可申請書

利用者	氏名 (団体名・代表者名)	
	住所	〒
	連絡先	電話 FAX
利用目的 ※具体的に記入のこと。		※利用目的に関する要綱等がある場合は、別途添付すること。
利用日時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
上記のとおり利用したいので許可願いたく申請します。 瀬戸内市長 様 年 月 日 申請者 利用者氏名 (団体名・代表者名) 印 連絡先 電話		

[様式第2号\(第2条関係\)](#)

様式第2号(第2条関係)

街角ミュージゼ牛窓文化館利用変更許可申請書

利用者	氏名 (団体名・代表者名)	
	住所	〒
	連絡先	電話 FAX
利用許可年月日		年 月 日
変更目的 ※具体的に記入のこと。		※利用目的に関する要綱等がある場合は、別途添付すること。
上記のとおり利用許可を受けた事項の変更をしたいので許可願いたく申請します。 瀬戸内市長 様 年 月 日 申請者 利用者氏名 (団体名・代表者名) 印 連絡先 電話		

[様式第3号\(第2条関係\)](#)

様式第3号(第2条関係)

街角ミュゼ牛窓文化館利用許可書

年 月 日

様

瀬戸内市長

年 月 日付けで申請のありましたことについて次のとおり許可します。

1 利 用 者

2 利用内容

3 利用日時

- 4 そ の 他
- ・瀬戸内市街角ミュゼ牛窓文化館条例、瀬戸内市街角ミュゼ牛窓文化館条例施行規則を遵守すること。
 - ・利用中の盗難等は、利用者の責任において対処すること。

[様式第4号\(第3条関係\)](#)

様式第4号(第3条関係)

街角ミュゼ牛窓文化館利用に伴う車両乗入許可申請書

利用者	氏名 (団体名・代表者名)	
	住所	〒
	連絡先	電話 FAX
乗入車両		メーカー名 型名 ナンバープレート番号
乗入理由 ※具体的に記入のこと。		
上記のとおり車両の乗り入れをしたいので許可願いたく申請します。 瀬戸内市長 様 年 月 日 申請者 利用者氏名 (団体名・代表者名) 印 連絡先 電話		